

「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例」案に対する意見結果とそれに対する県の考え方

【募集期間】令和4年10月24日(月)から令和4年11月11日(金)まで

【募集結果】10名11件 ※類似した意見については、整理、要約したうえ記載しております。

No.	該当項目	御意見の概要	県の考え方
1	全般	海水浴場が開設していない春先や、終了後には水上オートバイの基地かと感じるほど多くの水上オートバイが接岸し、水際で楽しんでいる人たちの側を高速で疾走している。重大な事故が発生していないのが不思議なくらいに感じており、抜本的な対策を願っている。	遊泳者等の安全の確保、遊泳者等利用施設の保護及び周辺の環境の保全を図るとともに、遊泳者等及び環境への著しい影響を防止するため、水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域については、市町村長の意見を聴取した上で、必要な範囲を指定し、規制することといたします。
2	全般	水上オートバイの危険な航行が多く、いつ事故がおきてもおかしくない状況である。観光船の針路妨害や観光船のすぐ近くを並走し急発進するなど大変危険である。また、ダイビングスポットで水上オートバイが航行しており大変危険である。	1番を参照願います。
3	全般	夏場には、漁港内のスロープより水上オートバイを海上に降ろし高速で航行する操船者が見受けられる。養殖業が盛んな漁場であり漁船の航行も多いことから、今後大きな事故が起こらないよう、水上オートバイの航行の適正化をして欲しい。	1番を参照願います。
4	全般	水上オートバイの海水浴場及び漁港内での走行禁止エリアの設定やマリーナ及びマリーナ入口付近での低速走行義務化、安全運転指導及び管理のため護岸での水上オートバイの無許可の上下架禁止を要望する。	1番を参照願います。
5	全般	水上オートバイを牽引してきた車がサイクリングロードを占拠する形で駐車し、紀の川で水上オートバイを航行している。サイクリングの妨害となるような公共施設の利用はやめさせるよう、有料の優良な発着場を整備することによって、健全な水上オートバイの活動を促進して欲しい。	県の管理外の陸域及び水域につきましては、それぞれの管理者に、適正に水上オートバイの利用がなされるよう働きかけてまいります。

No.	該当項目	御意見の概要	県の考え方
6	規制水域の指定	<p>プレジャーボートが養殖生簀に衝突し破損したことがある。水上オートバイが高速で接近したことにより、釣り堀や屋形釣りの運営者とのトラブルが年に数回発生している。漁業従事者及び釣り客の安全性確保の観点から区画漁業権内を水上オートバイの規制水域に指定して欲しい。</p>	<p>1番を参照願います。</p>
7	規制水域の指定	<p>港湾内は規制水域に指定して欲しい。また、水上オートバイの海岸からの乗り入れを禁止してもらいたい。</p>	<p>1番を参照願います。</p>
8	規制水域の指定	<p>シュノーケリングやダイビングを楽しむ観光客がたくさん来てくれている。幸い、水上オートバイによる大きな事故は起こっていないが、他県で例があるように規制水域の指定をしないと安全安心の確保ができない。</p>	<p>1番を参照願います。</p>
9	規制水域の指定	<p>海で生計をたてている漁業者のことを考え、出来る限り現場の意向に添った規制水域の指定を切に希望する。</p>	<p>1番を参照願います。</p>
10	規制水域の指定	<p>規制水域の指定には賛成であるが、要望があったからと言って全ての水域に設定することは反対である。規制水域を指定する際は、事業者の意見を聞く機会を設けて欲しい。</p>	<p>規制水域の指定をしようとするときは、あらかじめ公告縦覧を行い、規制の指定予定水域における利害関係人等が意見を提出することができるような制度としております。</p>
11	規制水域の指定	<p>自宅裏の川を水上オートバイが大音響の音楽をかけながら轟音とともに走り回るようになった。またいつ来るか恐々とした日々を送っている。水上オートバイによる日常生活の安寧をおびやかす迷惑行為が懸念される場合は、市町村長が知事に対し、規制水域を指定を提案することができるようにして欲しい。</p>	<p>市町村長が知事に対し、規制水域の指定を提案することができるような制度としております。</p>